

変更契約書

支出負担行為担当官 復興庁会計担当参事官 大野秀敏（以下「甲」という。）と
特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会 佐藤茂夫（以下「乙」という。）
との間で、平成26年5月1日付けをもって契約した『「新しい東北」先導モデル事
業（食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業）に係る契約』（以
下「原契約書」という。）について、甲及び乙とは、原契約書第20条に基づいて協
議を行い、原契約書の一部を変更することに合意し、下記条項により変更契約を締結
する。

記

第1条 原契約書第1条第3項契約金額について、「3,768,232円（消費税
及び地方消費税含む。）」を「3,167,152円（消費税及び地方消費税含
む。）」に変更する。

第2条 原契約書の仕様書を別紙「変更仕様書」のとおり変更する。

第3条 この変更契約書の定めのない事項については、原契約書のとおりとする。

（補則）

本契約の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年12月26日

甲 東京都港区赤坂一丁目9-13
支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 大野秀敏

乙 埼玉県加須市花崎北2-16-1 E305
特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会
代表理事 佐藤茂夫

変更仕様書

1 件名

「新しい東北」先導モデル事業
(食とエネルギーの循環を活用した戦略的農業ビジネス展開事業)

2 事業の目的・背景

復興推進委員会の「『新しい東北』の創造に向けて(中間とりまとめ)」(平成25年6月)(以下「中間とりまとめ」という)を踏まえ、「東日本大震災復興推進調整費」を活用して、被災地の復興に向けた取組を加速化するため、「『新しい東北』先導モデル事業」(以下「本事業」という。)を創設した。

本事業は、「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援することをねらいとするものである。本事業では、プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成等、ソフト分野を中心とした取組について、国による調査として実施することで、様々な取組を包括的に支援する(詳細は下記の業務内容参照)。

3 業務内容

伊達市霊山町小国地区(飯館村と山一つ隔てた地理的位置)は原発事故によって放射線量が局地的に高くなった地域が存在したため、放射性物質の影響を受けにくいよう、表土除去による除染した耕作地、汚染のない土壌(培養土)の利用、さらに土壌を使わない栽培方法(養液栽培)を取り入れて、特長のある地域農産物を栽培し、それらを加工品として製造販売する。また農産物残渣、加工食品残渣、資源作物などから製造したバイオガスや廃食油から製造したBDFをハウス暖房等に用いることで経費を削減する。

具体的には、下記3つの事業に取り組む。

- (1) 小国ブランド農産物栽培事業
- (2) 小国ブランド加工食品製造事業
- (3) エネルギー燃料・肥料製造事業

(1) 小国ブランド農産物栽培事業

表土除去による除染した耕作地、汚染のない土壌（培養土）の利用、さらに土壌を使わない栽培方法（養液栽培）を取り入れて、特長のある地域農産物を栽培する。

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ ナツハゼの栽培。
- ・ 畑わさびの栽培。
- ・ 6月に播種、10月に収穫した大豆で加工食品（豆腐、ずんだ餅、菓子類など）を試作製造。 4
- ・ ビニールハウスを使って高糖度トマトやミニキュウリの栽培に取り組む。
- ・ 平成25年度に霜里農場から指導を受けた有機栽培法に基づいた土づくりに取り組む。 5
- ・ 専門家（福島学院大学杉浦准教授）によるナツハゼ等の放射性物質低減のための栽培指導を行う。 (1)

(2) 小国ブランド加工食品製造事業

小国ブランド農産物栽培事業で栽培した地域農産物を加工品として製造する。

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ 豆腐試作製造、ずんだ餅試作製造、菓子類試作製造
- ・ 青トマトピクルス商品化
- ・ 陸前高田市との販路構築を相互に図るため、視察・交流会を実施

(3) エネルギー燃料・肥料製造事業

農産物残渣、加工食品残渣、資源作物などから製造したバイオガスや廃食油から製造したBDFをハウス暖房等に用いる。 ※

具体的には、以下の内容を行うこととする。

- ・ 畜糞のメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ 農産物残渣（大豆等）、加工食品残渣（枝豆殻、おから等）のメタン発酵処理によるバイオガス製造

- ・ 廃食油からのBDF製造
- ・ BDF製造工程副産物（グリセリン）のメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ エネルギー資源作物（デントコーン）の栽培とメタン発酵処理によるバイオガス製造
- ・ バイオガスのハウス暖房への利用
- ・ BDF及び消化液の成分分析
- ・ 地元（行政関係者、地域住民等）と専門家との期間中1回の意見交換会の開催

4 履行期限

平成27年3月31日を履行期限とする。

5 成果物

(1) 調査報告書（紙媒体5部及びCD-R2部）

具体的には、以下の内容を含めることとする。

- ・ 小国ブランド農産物栽培事業の成果
- ・ 小国ブランド加工食品製造事業の成果
- ・ エネルギー燃料・肥料製造事業の成果

等

※ 報告書には、最低限次の要素を含めることとする。

- ・ 実施した取組の目的
- ・ 実施した取組の内容
- ・ 実施体制（体制・役割分担）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 今年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
- ・ 今後の活動見込み

※ 当庁は本報告書の一部または全部をホームページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

- ① 請負者は、事業開始後おおむね4～5か月を経過した時点で取組の進捗状況を報告すること（報告の日時及び報告様式は別途指示）。
- ② 請負者は、平成27年3月31日までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- ③ 前項を実現するためのスケジュールについて、当庁と協議の上で策定すること。
- ④ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

(2) 業務の実施体制

- ① 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- ② 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ③ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- ④ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(3) 業務の再委託について

- ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。
- ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7 その他特記事項

(1) 全般

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。し

たがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。

- ② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

- ① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
- ② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 著作権等の取り扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。
ただし、次のア、イについて、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。
 - ア. 請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。
 - イ. 請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ② 成果物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作

物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(4) 守秘義務

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを復興庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以 上